

F A O / W H O 合同食品規格計画

第 8 回 ナチュラルミネラルウォーター部会

日時 : 2008 年 2 月 11 日 (月) ~ 2 月 15 日 (金)
場所 : ルガーノ (スイス)

議 題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及び／又はその他の部会からの付託事項
3.	ナチュラルミネラルウォーター規格 (CODEX STAN 108-1981) における特定物質の健康関連基準値の検討 (ステップ 4)
4.	その他の事項及び今後の作業
5.	次回会合の日程及び開催地
6.	報告書の採択

第 8 回ナチュラルミネラルウォーター一部会 (CCNMW) 概要

1. 開催日及び開催場所

日時：2008 年 2 月 11 日 (月) ～ 2 月 15 日 (金)

場所：ルガーノ (スイス連邦)

2. 参加国及び国際機関

参加国等：45 加盟国、1 加盟機関 (EC)、2 国際機関

3. 我が国からの参加者

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室長 池田 千絵子

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課規格基準係長 松本 留美

テクニカル・アドバイザー

(社)日本食品衛生協会 峯 孝則

4. 議論の概要

主要議題は以下のとおり。

議題 3. ナチュラルミネラルウォーター規格における特定物質の健康関連基準値の検討 (ステップ 4)

本部会において、コーデックスナチュラルミネラルウォーター規格 (CODEX STAN 108-1981) と、2004 年に改訂された第 3 版 WHO 飲料水質ガイドラインとの間で、特定の健康関連物質に対する基準値に相違があることから、その整合性について議論が行われ (両者の違いについては別紙 1 参照)、各物質の基準値については、以下のとおり変更、維持された。その結果、コーデックスナチュラルミネラルウォーター規格のセクション 3.2 「健康関連物質の基準値」及び 6.3 「表示の付加要件」の 2 について、別紙 2 のとおり改正案がとりまとめられ、セクション 3.2 については、汚染物質部会 (CCCF) の承認を得た上で、第 31 回総会において、ステップ 5/8 にて最終採択を諮ることが合意された。

	既存のコーデックス規格の基準値を維持	既存のコーデックス規格の基準値を変更
WHO ガイドライン値と同じ値で合意された物質	ヒ素、バリウム、カドミウム、クロム、シアン化物、鉛、硝酸塩、セレン	マンガン
WHO ガイドライン値と異なる値で合意された物質	アンチモン、ホウ酸塩*、銅、水銀、ニッケル	亜硝酸塩

「フッ化物」については、表示の付加要件を変更

* WHO ガイドライン値より基準値が高い物質

コーデックスナチュラルミネラルウォーター規格と第3版 WHO 飲料水質ガイドライン
基準値対照表

物質名	コーデックス規格	WHO ガイドライン (mg/l)
アンチモン	<u>0.005</u>	0.02
ヒ素	0.01 (総ヒ素として)	0.01
バリウム	0.7	0.7
ホウ酸塩	<u>5</u> (ホウ素として)	0.5 (ホウ素として)
カドミウム	0.003	0.003
クロム	0.05 (総クロムとして)	0.05 (総クロムとして)
銅	<u>1</u>	2
シアン化物	0.07	0.07
フッ化物	脚注参照 ¹	1.5 ²
鉛	0.01	0.01
マンガン	<u>0.5</u>	0.4
水銀	<u>0.001</u>	0.006 (無機水銀として)
ニッケル	<u>0.02</u>	0.07
硝酸塩	50 (硝酸塩として)	50 (硝酸塩として) (短期暴露)
亜硝酸塩	<u>0.02</u> (亜硝酸塩として) ³	3 (亜硝酸塩として) (短期暴露) 0.2 (長期暴露)
セレン	0.01	0.01

¹ 製品がフッ化物を 1 mg/l以上含有する場合は、「フッ化物を含む」旨を製品名の一部またはその近く、あるいはよく目立つ場所に表示させること。また、製品がフッ化物を 2 mg/l以上含有する場合は、「本製品は乳児及び7歳未満の幼児には適していない」という文章を表示させること。

² 国内基準を設定する場合は、飲用水以外からの水の摂取量についても考慮すること。

³ 品質要件として設定されている (ただし乳児を除く)。

— 一本線のアンダーラインは、WHO ガイドラインより基準値が低いことを示す。

= 二本線のアンダーラインは、WHO ガイドラインより基準値が高いことを示す。

コーデックスナチュラルミネラルウォーター規格のセクション3.2及び6.3.2の
改正案(CODEX STAN 108-1981)
(ステップ5/8)

3.2 特定物質の健康関連基準値

包装した状態のナチュラルミネラルウォーターは、以下に示す物質が以下の量を超えて含まれてはならない。

3.2.1	アンチモン	0.005 mg/l
3.2.2	ヒ素	0.01 mg/l 総ヒ素として算出
3.2.3	バリウム	0.7 mg/l¹
3.2.4	ホウ酸塩	5 mg/l ホウ素として算出
3.2.5	カドミウム	0.003 mg/l
3.2.6	クロム	0.05 mg/l 総クロムとして算出
3.2.7	銅	1 mg/l
3.2.8	シアン化物	0.07 mg/l
3.2.9	フッ化物	セクション 6.3.2 参照
3.2.10	鉛	0.01 mg/l
3.2.11	マンガン	0.5 0.4 mg/l
3.2.12	水銀	0.001 mg/l
3.2.13	ニッケル	0.02 mg/l
3.2.14	硝酸塩	50 mg/l 硝酸塩として算出
3.2.15	亜硝酸塩	0.02 0.1 mg/l 亜硝酸塩として²
3.2.16	セレン	0.01 mg/l

セクション7に規定する方法に従い検査した場合、以下の物質が定量限界以下^{2*}でなければならない。

- 3.2.17 界面活性剤⁴³
- 3.2.18 農薬及びPCB類⁴³
- 3.2.19 鉱油⁴³
- 3.2.20 多環芳香族炭化水素⁴³

6.3 表示の付加要件

6.3.2

製品が1mg/lを超えるフッ化物を含む場合、以下の用語をラベル上で製品名の一部又はそのごく近くに、もしくは目立つ場所に示すものとする：「フッ化物含有」。加えて、その製品が~~2~~**1.5 mg/l**を超えるフッ化物を含む場合、以下の文をラベル上に含めなければならない：「本製品は幼児及び7歳未満の児童には適しません」。

¹ FAO/WHOにより決定された適切な科学団体が、新たな科学的データで見直すまで現状基準を維持

~~² 品質規格として設定 (幼児を除く)~~

² 関連のISO法のとおり

⁴³ 適切な分析方法の策定が保留中のものを一時的に支持したもの